

物流問題啓発セミナー開催業務委託仕様書

1 委託業務の名称

物流問題啓発セミナー開催業務委託

2 委託業務の目的

物流は、国民生活や経済を支える社会インフラであるが、物価高騰やカーボンニュートラルへの対応など様々な課題に直面している。また、物流事業者は、2024年4月からトラックドライバーの働き方改革に関する法律が適用されたことで物流の停滞が懸念される2024年問題への対応が求められている。

こうした中、2024年問題に対する理解が深まる内容のセミナーを開催し、物流事業者および荷主事業者に課題やその解決策等を共有し、行動変容を促すことを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和6年12月27日（金曜日）まで

4 委託業務の概要

物流問題啓発セミナーの開催

(1) 開催日時

令和6年10月下旬～11月中旬の間で1回、2時間程度

(2) 開催場所

滋賀県内

(3) 対象者

物流事業者、荷主事業者、関係団体等

(4) 受講者数

100人以上を想定

5 委託業務の内容

セミナー内容の提案や講師との調整、事前周知、当日の運営等、セミナー開催に係る全般を業務の範囲とし、経費はすべて委託料に含めるものとする。

(1) セミナー開催に向けた企画・調整・広報・募集・受付業務

ア セミナーの企画立案

- ・参加者の2024年問題に対する理解を深めるとともに、課題の解決につながる気づきや行動を促す内容とすること。
- ・参加者の興味、関心を引くプログラムを設定するなど、集客力向上に繋が

るよう工夫すること。

- イ 講師の選定・調整
- ウ 会場の選定・調整
- エ 広報および参加者の募集・受付

(2) セミナーの開催準備

セミナー開催に係る準備、設営、配布資料等の作成、印刷を行うこと

(3) セミナーの開催、運営

セミナー当日の運営業務全般を行うこと

(4) アンケート調査・集計

セミナーの満足度等についてアンケート調査を実施し、とりまとめ、報告すること

(5) その他

- ア 開催場所、開催時期、講師、セミナー内容、アンケート内容等については、県と協議の上、決定すること。なお、開催場所については、県有施設を利用することも差し支えないこと。
- イ 上記以外についても、セミナーが円滑に開催されるために必要な業務を行うものとし、業務遂行に要する費用は、全て委託料に含むものとする。

6 業務完了報告

- (1) 県は、受託者に対して、事業途中において、委託事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地に調査することができることとする。
- (2) 業務終了後は、速やかに業務完了報告書（セミナーの実績報告書、参加者名簿、アンケート集計等を含む。）を提出すること。

7 実績報告書等の納入場所

滋賀県商工観光労働部産業立地課（大津市京町四丁目1番1号）

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 本業務の履行に際し、他社の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときには、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理する。
- (3) 受託者が資料等を作成した場合、成果物の著作権は、滋賀県に帰属するものとし、滋賀県の判断で自由に使用し、または使用させることができるものとする。
- (4) 受託者は、当該受託業務について、責任者を置き、また業務を円滑かつ安全

に行うため、適切な補助員の配置を行うこと。

- (5) 本業務を再委託する場合、事前に再委託の範囲および再委託先を県と協議し、了承を得るものとする。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決すること。
- (6) 県は、受託者が委託業務の実施にあたり、当該仕様書について定められた事項に反した場合には委託契約額の一部または全部を返還させる権利を有するものとする。
- (7) 受託者は、委託業務に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託業務が終了した日の属する会計年度の翌年度から起算して10年間これを保存しなければならない。
- (8) その他、委託業務実施のために必要な事項について本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、県と受託者が協議の上、別に定める。